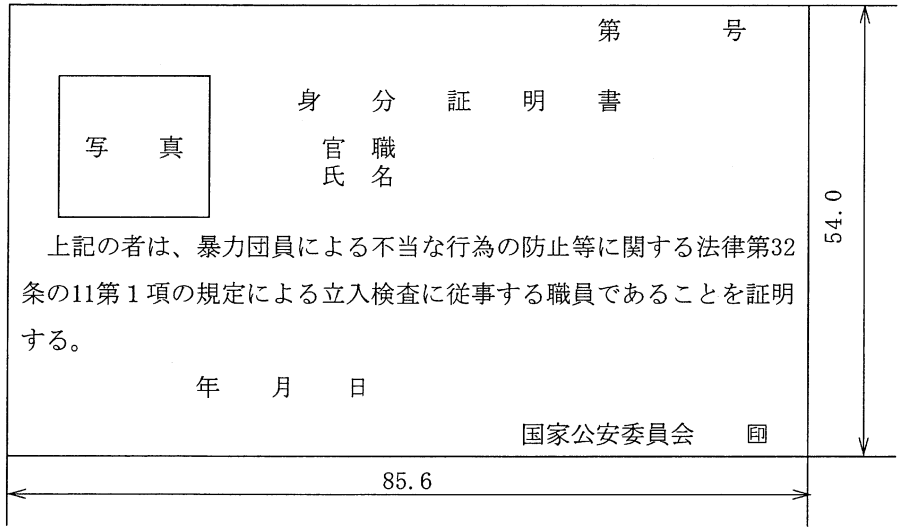
別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

別記様式第１号の２（第15条の８関係）

（表）



（裏）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

第32条の11　略

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第三条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の項中「第三十二条の四第三項」を「第三十二条の十五第三項」に、「第三十二条の四第一項」を「第三十二条の十五第一項」に改める。

附　則

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。ただし、第一条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第五十六号及び同規則第十三条の二第十六号の改正規定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。